

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成 9 年 3 月 13 日

環境庁告示第 10 号

改正 平 11 環告 16

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間等は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第 2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第 3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする(ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。)。

第 4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改定することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表１ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg / L 以下	日本工業規格 K 0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg / L 以下	規格54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg / L 以下	規格65.2に定める方法
砒 素	0.01mg / L 以下	規格61.2又は61.3に定める方法
総 水 銀	0.0005mg / L以下	付表 1 に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg / L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg / L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg / L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg / L以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg / L以下	付表 4 に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg / L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg / L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg / L 以下	日本工業規格 K 0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg / L 以下	規格67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / L 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8mg / L 以下	規格34.1に定める方法又は付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1mg / L 以下	規格47.1若しくは47.3に定める方法又は付表 7 に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。